外国人材の受入れについて

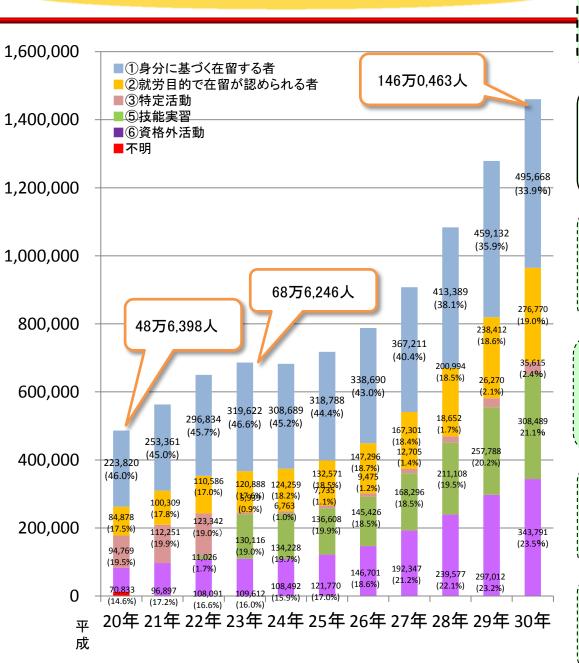


平成31年2月 法務省入国管理局

【資料(目次)】

1	外国人労働者数の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	在留資格一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3	新たな外国人材受入れに関する経緯・背景・・・・・・・・・・・・・・・3
4	「骨太の方針2018」を受けた出入国管理及び難民認定法の改正について・・・・・・・4
5	制度概要 ①在留資格について・・・・・・・・・・・5
6	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	出入国在留管理庁の設置に関する法務省設置法等の改正について・・・・・・・7
8	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要・・・・・・・・8
9	分野別運用方針について(14分野)・・・・・・・・・・・9
10	外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

外国人労働者数の内訳



①身分に基づき在留する者

約49.6万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

·これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

②就労目的で在留が認められる者

約27.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

③特定活動

約3.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、 外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の 内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

④就労を目的とした新たな在留資格(「特定技能」)

- ・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を受け入れるもの。
- ・受入れ対象分野については、真に必要な分野に限定する。
- ・在留期間の上限は、通算で5年とする。

⑤技能実習

約30.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった (同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。

⑥資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、 相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格 (活動制限あり)

33331 BB13 1 1 3 EB31 E 32 E 32			
在留資格	該当例		
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族		
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族		
教授	大学教授等		
芸術	作曲家,画家,作家等		
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等		
報道	外国の報道機関の記者,カメラマン等		
高度専門職	ポイント制による高度人材		
経営・管理	企業等の経営者,管理者等		
法律・会計業務	弁護士,公認会計士等		
医療	医師,歯科医師,看護師等		
研究	政府関係機関や企業等の研究者等		
教育	高等学校,中学校等の語学教師等		
技術・人文知識・ 国際業務	機械工学等の技術者等,通訳,デザイナー,語学講師等		
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者		
介護	介護福祉士		
興行	俳優,歌手,プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師,スポーツ指導者等		
技能実習	技能実習生		

身分・地位に基づく在留資格(活動制限なし)

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者, 我が国で出生し 引き続き在留している実子
定住者	日系3世,外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人,ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格(※)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客, 会議参加者等
留学	大学, 専門学校, 日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者, 子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

新たな外国人材受入れに関する経緯・背景



経緯

1 未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

2 経済財政諮問会議での総理大臣指示(平成30年2月20日)

「<u>深刻な人手不足が生じて」おり、「専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」「在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を(中略)開始していただきたい。</u>」

3 タスクフォースの設置(平成30年2月23日)

経済財政諮問会議における総理大臣の御発言を受け、2月23日、関係省庁の局長級で構成するタスクフォースを設置 2月23日から5月29日までの間にタスクフォースを2回開催したほか、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

4 経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)(平成30年6月15日閣議決定)

「従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを 構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資 格を創設する。」

5 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催(平成30年7月24日設置)

一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

背景

- ○アベノミクスの推進により、日本経済が大きく改善する中、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつあるところ、<u>有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続く</u>とともに、<u>失業率は25年ぶりの水準まで低下</u>している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、<u>企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている</u>。
- 〇2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、前年同期比18%の増加となり、2007年に届出が義務化されて以来、過去 最高を更新

「骨太の方針2018」を受けた出入国管理及び難民認定法の改正について



「骨太の方針2018 (6月15日閣議決定)」の骨子

在留資格の創設

- ・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を 目的とした新たな在留資格を創設する。
- ・高い専門性を有すると認められた者については、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

受入れ業種・分野

- ・生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国 人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ
- ・業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を 踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

外国人材への支援

・受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける。

在留管理

・的確な在留管理・雇用管理を実施する。入国・在留審査に当たり、 日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。

改正入管法

・在留資格「特定技能1号」の創設 特定技能1号:不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属

特定技能1号: 小足する人材の催保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- ・在留資格「特定技能2号」の創設 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向け の在留資格
- ・特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備
- ・分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に 。関する規定の整備
- ・受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に 関する規定の整備
- ・受入れの一時停止が必要となった場合の規定の整備
- ・受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定 技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上 の支援を実施することを求める。
- ・受入れ機関には、支援計画の適正な実施が確保されるための基準 に適合することを求めるが、登録支援機関に支援を委託すれば、こ の基準に適合するものとみなされる。
- ・受入れ機関に対しては、報酬等を含め適切な雇用契約を締結するとともに、その適正な履行が確保されていることを求める。
- ·特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査 を経る旨の規定の整備
- ・届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備
- ・その他関連する手続・罰則等の整備

制度概要 ①在留資格について



○ **特定技能1号**:特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向

けの在留資格

○ **特定技能 2 号**:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野:介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、

(14分野) 建設,造船・舶用工業,自動車整備,航空,宿泊,農業,漁業,飲食料品製造業,外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

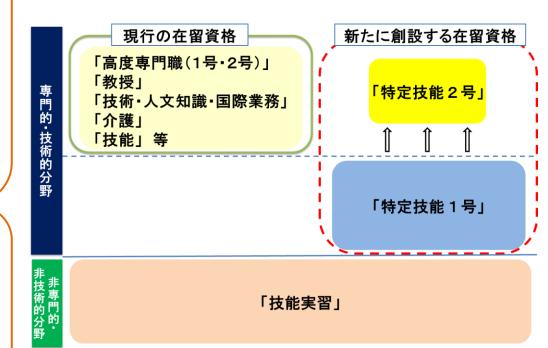
特定技能1号のポイント

- 在留期間:1年,6か月又は4か月ごとの更新,通 算で上限5年まで
- 技能水準:試験等で確認(技能実習2号を修了した 外国人は試験等免除)
- 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験 等免除)
- 家族の帯同:基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間:3年,1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準:試験等で確認
- 日本語能力水準: 試験等での確認は不要
- 家族の帯同:要件を満たせば可能(配偶者,子)
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切(例:報酬額が日本人と同等以上)
- ② 機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ③ 外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)
- ④ 外国人を支援する計画が適切(例:生活オリエンテーション等を含む)

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行(例:報酬を適切に支払う)
- ② 外国人への支援を適切に実施
 - → 支援については、登録支援機関に委託も可。 全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①~③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか,出入国在留管理庁 から指導,改善命令等を受けることがある。

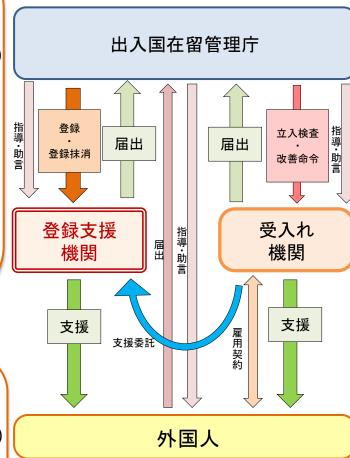
登録支援機関について

1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切(例:5年以内に出入国・労働法令違反がない)
- ② 外国人を支援する体制あり(例:外国人が理解できる言語で支援できる)

2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出
- (注) ①~②を怠ると登録を取り消されることがある。



法務省の任務の改正

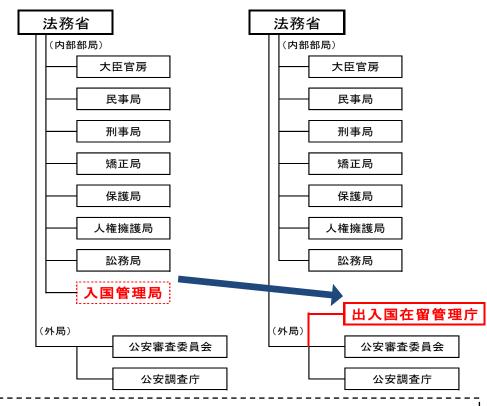
法務省の任務のうち、出入国管理に関する部分を「出入 国の公正な管理」から「出入国及び在留の公正な管理」に変 更する。

出入国在留管理庁の設置

- (1) 法務省の外局として「出入国在留管理庁」を設置し、同庁の長を出入国在留管理庁長官とする。
- (2) 出入国在留管理庁の任務
 - ア 出入国及び在留の公正な管理を図ること
 - イ アの任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること
- (3) 地方出入国在留管理局等の設置 法務省の地方支分部局である地方入国管理局を地方出 入国在留管理局とし、出入国在留管理庁の地方支分部局 として設置する。

その他

- 法務大臣と出入国在留管理庁長官の権限に関する規定 の整備
- 関係行政機関との情報交換等連絡協力に関する規定の 整備
- その他所要の語句の修正等



平成31年度予算(案)においては、庁の新設に伴い長官、次長、審議官2のほかに、出入国管理部と在留管理支援部の2つの部を設置し、課長相当職を計9設置する予定。また、本庁と地方支分部局に計319人※の定員が措置される予定。

※ このほか、出入国審査業務の充実強化のための266人など計5 46人が措置される予定。

【参考】 平成30年度における入国管理官署職員定員 4,886人 (定員には官房審議官1を含む)

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する 基本方針(改正出入国管理及び難民認定法第2条の3)

制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取 組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において,一定の専門性・技能を有し即戦 力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

▶特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な 状況にあるため, 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業 分野)

▶人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置 を講じるよう努める

▶受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項 定める試験等で確認 特定技能1号 特定技能2号 相当程度の知識又は経験を必要 技能水準 熟練した技能(※) とする技能(※)

(※) 分野所管行政機関が

ある程度日常会話ができ、生活 日本語能力 に支障がない程度を基本とし、業 水準 務上必要な日本語能力(※) 在留期間 通算で5年を上限 在留期間の更新が必要

家族の帯同 基本的に不可 可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- ▶国内における取組等 法務省,厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底
- ▶国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を
- ▶人手不足状況の変化等への対応
- ○分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、 制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資 格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
- ○向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用
- ➤治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把 握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

▶ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

- ➤雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
- ▶基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

/		1 人手不足状況	2 人	、材基準	3 その他重要事項		
/	分野	受入れ見込数 (5年間の最大 値)	技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	
厚労省	介護	60,000人	介護技能評価 試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価 試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1試験区分]	直接	
	ビルクリーニ ング	37,000人	ビルクリーニン グ分野特定技 能1号評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃 (1試験区分)	直接	
	素形材産業	21,500人	製造分野特定 技能1号評価試 験(仮)【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・銀造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機様保全 [13試験区分] ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処 ・塗装	直接	
経産	産業機械製 造業	5,250人	製造分野特定 技能1号評価試 験(仮)【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造・工業包装 ・ダイカスト ・ 工場板金 ・機械保金 ・ブラステツの成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て金属プレス加工 〔18試験区分〕	直接	
座省	電気·電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定 技能 1号評価試験 (仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製 ・工業包装 ・金属プレス加工機械保全 ・造 ・工場板金 ・電子機器組立て・プラスチック成形 ・めつき ・電気機器組立て・塗装 ・溶接 (13試験区分)	直接	
	建設	40,000人	建設分野特定 技能 1号評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定テスト(仮)等	・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ/表装 ・左官 ・屋根ふき ・コンクリート圧 ・電気通信 送 ・鉄筋施工 ・トンネル推進工 ・鉄筋維手 【11試験区分】	直接	
	造船·舶用工 業	13,000人	造船・舶用工業分野特定技能1号 試験(仮)	日本語能力判定 テスト(仮)等	・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・電気機器組立て (6試験区分)	直接	
国交省	自動車整備	7,000人	自動車整備特 定 技能評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備, 定期点検整備, 分解整備 (1試験区分)	直接	
	航空	2,200人	航空分野技能評価試験(空港 グランドハンドリング又は航空 機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務, 手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体, 装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接	
	宿泊	22,000人	宿泊業技能測 定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 〔1試験区分〕	直接	
	農業	36,500人	農業技能測定 試験(耕種農業 全般又は畜産 農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	- 耕種農業全般(栽培管理, 農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理, 畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接 <u>派遣</u>	
農水省	漁業	9,000人	漁業技能測定 試験(漁業又は 養殖業)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採補、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]	直接 <u>派遣</u>	
	飲食料品製造業	34,000人	飲食料品製造業 技能測定試験 (仮) 「新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工,安全衛生) [1試験区分]	直接	
	外食業	53,000人	外食業技能測 定 試験(仮) 【新設】	日本語能力判定テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理,接客,店舗管理) [1試験区分]	直接	

		3 その他重要事項
	分野	受入れ機関に対して特に課す条件
厚労	介護	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
省	ビルクリー ニング	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること
	素形材産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
経 産 省	産業機械製 造業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気·電子 情報 関連産業	・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	建設	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国文省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・居本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ、教枠の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国安省の認定を受けること ・国文省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」について、国際行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること
国	造船·舶用 工業	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
交省	自動車整備	 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件等を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	 ・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づく構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づく航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと
	農業	-農水省が組練する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
農水省	漁業	- 農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講じること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に 限ること
TÎ	飲食料品製造業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労させないこと ・風俗営業関連の接待を行わせないこと

9

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

に関する関係閣僚会議 総額211億円(注)

平成30年12月25日 「外国人材の受入れ・共生`

【34億円】

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
 - 「『国民の声』を聴く会議 | において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- (2) 啓発活動等の実施
 - 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
- ① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う**一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設** (「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備) 【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進 ② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等**地域における外国人材の活躍と** 共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

- (2) 生活サービス環境の改善等
- ① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により
- 全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療涌訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

- ②災害発生時の情報発信・支援等の充実 ○ 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・
- 気象情報の多言語化·普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等) ○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人
- 支援情報コーディネーターの養成
- ③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実 ○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
- ④ 住宅確保のための環境整備・支援
- 賃貸人・仲介事業者向け**実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及**(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進
- ⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備 ○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底
- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
- ① 日本語教育の充実 ○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育) の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等) 【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語
- 教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における**夜間中学**の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
- ② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
- 日本語教育機関の質の向上を図るための**告示基準の厳格化**(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の 厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け ○ 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による
- 全国的な研修実施の促進)
 - 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】
- (5) 留学生の就職等の支援
- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等

 - 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化 ○ 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等 [6億円] ○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の
 - 優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 [14億円] ○ 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進

○ 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)

- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開
- (6) 適正な労働環境等の確保
- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保 ○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっと
- ライン」**の多言語対応**(8言語対応) ○「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充
- ② 地域での安定した就労の支援 ○ ハローワークにおける**多言語対応の推進**(11言語対応)と地域における**再就職支援**
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施
- (7) 社会保険への加入促進等
 - 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
 - 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
 - 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

【17億円】

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
 - 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化
 - による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化 ○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた**在留諸申請における記載内容の充実**
- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT (Computer
- **Based Testing)** により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援) ○ 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した**申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間**(2週間~1か月) **の励行**
- (2) 在留管理基盤の強化 ○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
 - 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】
- (3) 不法滞在者等への対策強化
 - 警察庁、法務省、外務省等の**関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底** [5億円]
 - 警察庁、法務省、外務省等の関係では、 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画 10
- 認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応 (注)予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。